

介護老人福祉施設等の 整備に関すること（概要版）

高齢者支援課

1. 本議題の提案理由

- ・ 第7期柏市高齢者いきいきプラン2-1（以下「第7期プラン」という）において、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、以下「特養」という）の160床の整備にあたっては、『ユニット型施設の整備とともに市民ニーズの高い従来型（多床室）施設の整備についても検討を進めます』と位置づけており、平成29年度第5回・第6回高齢者健康福祉専門分科会（以下「当分科会」という）においても、検討を進める旨を御報告したところです。
- ・ その検討結果について、御説明させていただくものです。

2. 平成29年度の当分科会における審議等の概要

第7期プラン策定にあたり実施した特養入所待機者（以下「待機者」という）調査の結果費用の安い従来型多床室（以下「多床室」という）へのニーズが高いことが分かった



現在の条例の規定では、既存の多床室の増床は可能だが、新設による多床室の整備はできないため、新設整備も可能となるよう、関係条例の改正をしたいことを当分科会で説明



多くの御意見等をいただいたことから、それらを踏まえ下記の課題について検討を行い、市としての方向性をまとめた上で、改めて報告することとした

【検討を要する課題】

1. 柏市がユニット型個室（以下「ユニット型」という）を推進してきた理由に係る現状と課題の整理及び確認
2. 実待機者における多床室の必要性の分析
3. 多床室の課題の調査及びそれに配慮し得る対策の検討

3. 第7期プランにおける方向性

検討の結果、第7期プランにおける方向性は以下のとおり考えております。

- (1) 第7期プランに位置付けた特養の整備にあたっては、ユニット型及び多床室の両方を整備することとしたいと考えております。
- (2) 平成31年3月中に、既存の多床室の特養に対し、増床希望の調査を実施し、多床室の整備の見込みを確認します。
- (3) 増床による整備が見込めない可能性もあることから、必要に応じて第7期の公募においても多床室の新設整備が行えるよう、平成31年度の早期に、「柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例」等の関係条例の改正案を市議会へ上程したいと考えております。

【条例改正の素案】

- 現在 ⇒ 「1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」（※国の基準に準ずる）
- 改正案 ⇒ 「1の居室の定員は、4人以下とすること」（※千葉県基準に準ずる）
- （補足）千葉県内では、柏市以外の全ての市で、千葉県の基準に準じ居室の定員は4人以下

4. 課題に対する検討内容

課題1 柏市がユニット型を推進してきた理由に係る現状と課題の整理及び確認

ユニット型を推進してきた理由

- 特養は終のすみかであるため、整備においては量的な拡大にとどまらず質的な拡充に努める必要がある。
- 利用者が自宅で過ごしていたような日常生活を継続し、これまでと同じ生活を楽しむためには、ユニットケアの推進が必要である。
- プライバシーの観点から、施設の質的な拡充の推進として個室化を進める必要がある。

- 国においては、2025年までに特別養護老人ホーム(地域密着型含む)のユニット型の割合を70%以上とすることを目標としている。
- 柏市では、新設整備の特養をユニット型とすることで、ユニット型の割合を国の目標値に近づけていくこととする。

左記に係る現状

特養は量のみでなく質的拡充も必要であり、それに向けた推進を必要とすることは現在も同様である

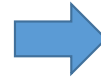
⇒ 柏市の特養整備に対する基本的な考え方は変わっていない

- 国の指針におけるユニット型の目標値は70%と変わりはない。なお、国の基準は努力義務であり、地域の実情に応じて目標を定めることが重要だとされている。

- 平成31年2月1日現在、柏市のユニット型の割合は55.9%である。条例の制定時(平成24年度)は43.8%であったことから、ユニット型の整備は推進されている。

ユニット型の課題に係る対策として 市が示してきたこと

- ①費用が高いことに対する対策
⇒負担限度額認定の活用により、国民年金の範囲内でユニット型に入所が可能である。特養入所者の70%が所得段階3段階までの方であり、大半の方が負担限度額認定を受けられることから、ユニット型でも入所が可能である。
- ②多床室を希望する方へ選択肢を残すこと
の対策
⇒条例上、既存施設において多床室を継続することで、対応が可能である。



左記に係る現状

- ①平成27年度の制度改正により、特養に入所して世帯分離し、単身の非課税世帯になった場合でも自宅に残った配偶者が課税であれば、負担限度額認定の対象外となった。そのため、負担の大きい人が増加している。
- ②第6期において既存施設の増床を行った結果、ユニット型50床、多床室51床が整備されており、現在の条例を活用した整備は図られている。

【課題1に基づく検討】

- ・ 市として、特養整備に対する基本的な考え方は変わっていない。
- ・ しかし、国の制度改正により特養の入所費用の負担が大きい方が増えている中、費用の負担が少ない施設を整備することも、市の重要な役割である。
- ・ そのため、既存の多床室やその増床のみで十分であるかということ、改めて確認する必要がある。

課題2 実待機者における多床室の必要性の分析

(1) 実待機者の特養の申し込み状況(平成30年10月1日現在)

H30.10.1現在の待機者の申込施設ごとの所得段階

(単位:人)

	ユニットのみ 申込者数	多床室のみ 申込者数	多床室+ユニット 申込者数	左記の申込の内訳		※待機者合計
所得段階1～3	105	131	89	多床室・ユニット同数	45	342
				多床室が多い	25	
				ユニットが多い	19	
所得段階4～6	67	63	50	多床室・ユニット同数	30	191
				多床室が多い	7	
				ユニットが多い	13	
所得段階7以上	53	37	33	多床室・ユニット同数	19	137
				多床室が多い	4	
				ユニットが多い	10	
2号被保険者	3	2	2	多床室・ユニット同数	2	7
計	228	233	174	多床室・ユニット同数	96	677
				多床室が多い	36	
				ユニットが多い	42	

※待機者合計の中には、上記の分類以外の「従来型個室のみ」、「従来型個室+ユニット型」、「従来型個室+多床室」の申込者も含む。なお、従来型個室は市内にハートかしののみであり、近居の理由により申し込みをされている方が多いと考えられたため分類から除外している。

- ・ 所得段階1～3の方は多床室を多く希望している傾向
- ・ 所得段階4～6の方は多床室・ユニット型は同程度の傾向
- ・ 所得段階7以上の方はユニット型を多く希望している傾向
- ・ 全体的にみると、ユニット型・多床室は同程度の希望

という状況が
把握できました

※柏市の特養の数 ①ユニット型14施設847床 ②従来型多床室9施設610床 ③従来型個室1施設58床

(2) 早期に入所が必要と考えられる方の申込状況

特別養護老人ホーム待機者調査によると、待機者により、入所を希望する時期に差があることが伺えます。

そこで、入所判定基準に基づき、「待機者のうち早期に入所が必要と考えられる方」を次のとおり定義しました。

【早期に入所が必要と考えられる方】

要介護3～5かつ認知症自立度Ⅲa以上の方のうち、以下の方

- ・ 独居世帯かつ施設利用がない方
- ・ 高齢者のみ世帯かつ本人以外も要介護かつ施設利用がない方
- ・ 高齢者のみ世帯ではないが、本人以外も要介護かつ施設利用がない方



この定義に基づき確認した結果、平成30年10月1日現在の待機者において【早期に入所が必要と考えられる方】は 188人 でした。

188人の待機者の申込状況(下表参照)を踏まえ、

- ・ 多床室のみ申し込んでいる方 64人
- ・ 多床室とユニット型両方に申し込んでいる方のうち多床室を多く申し込んでいる方 11人

⇒ 計75人が【多床室を強く希望する早期入所が必要な方】と考えました。

H30.10.1現在の待機者のうち、早期に入所が必要と考えられる方の申し込み施設及び所得段階 (単位:人)

	ユニットのみ 申込者数	多床室のみ 申込者数	多床室+ユニット 申込者数	左記の申込の内訳		※待機者合計
				多床室・ユニット同数		
所得段階1～3	41	45	33	多床室・ユニット同数	19	127
				多床室が多い	8	
				ユニットが多い	6	
所得段階4～6	8	8	14	多床室・ユニット同数	6	33
				多床室が多い	3	
				ユニットが多い	5	
所得段階7以上	9	11	3	多床室・ユニット同数	2	27
				多床室が多い	0	
				ユニットが多い	1	
2号被保険者	0	0	1	多床室・ユニット同数	1	1
計	58	64	51	多床室・ユニット同数	28	188
				多床室が多い	11	
				ユニットが多い	12	

※合計の中には、上記の分類以外の「従来型個室のみ」、「従来型個室+ユニット型」、「従来型個室+多床室」の申込者も含む。なお、従来型個室は市内にハートかじわのみであり、近居の理由により申し込みをされている方が多いと考えられたため分類から除外している。

(3) 特養への入所状況

平成28年10月1日～平成30年9月30日の期間において、市内多床室には、6ヶ月間に64～99人の方が入所しています。(下表参照)

従って、(2)で確認した【多床室を強く希望する早期入所が必要な方 75人】は、概ね6ヶ月以内に入所が可能と考えられます。

■直近2年間の入所状況 (単位:人)

期間	入所者数	施設ごとの内訳	
H28.10.1～H29.3.31	205	市内多床室	99
		市内ユニット型	94
		市内個室	0
		市外等	12
H29.4.1～H29.9.30	187	市内多床室	76
		市内ユニット型	97
		市内個室	5
		市外等	9
H29.10.1～H30.3.31	179	市内多床室	70
		市内ユニット型	95
		市内個室	4
		市外等	10
H30.4.1～H30.9.30	187	市内多床室	64
		市内ユニット型	99
		市内個室	6
		市外等	18

課題3 多床室の課題の調査及びそれに配慮し得る対策の検討

多床室は、個室よりもプライバシーの確保が難しい環境ですが、市では既存施設に対し、千葉県の「プライバシー保護のための改修支援事業補助金（70万円×床数）」を活用したプライバシー保護化の改修について毎年要望調査を行っています。

改修を検討している施設もあり、多床室における入所者のプライバシーの配慮に向けた検討は進んでおります。

今後の多床室整備にあたっては、「プライバシーに配慮した居室にすること」等を整備の条件にしたいと考えております。

【課題2～3に基づく検討】

- ・ 今後の要介護高齢者の増加に伴い、多床室のニーズが今よりも増えることが予測される中、ユニット型のみでの整備を進めると多床室が不足する可能性があるため、柏市の第7期の特養整備においては、ユニット型を推進しつつも、多床室の整備も併せて行う事が必要だと考えました。
- ・ しかし、既存の多床室の増床には限りがあることから、新設整備が必要となった場合に、第7期においても整備が可能となるよう、平成31年度の早期に関係条例の改正を行いたいと考えたところです。
- ・ なお、整備にあたっては、「プライバシーに配慮した居室にすること」等を条件として実施する必要があると考えております。

5. まとめ

以上の検討により、第7期プランにおける整備の方向性は以下のとおり考えております。（再掲）

- (1) 第7期プランに位置付けた特養の整備にあたっては、ユニット型及び多床室の両方を整備することとしたいと考えております。
- (2) 平成31年3月中に、既存の多床室の特養に対し、増床希望の調査を実施し、多床室の整備の見込みを確認します。
- (3) 増床の整備が見込めない可能性もあることから、必要に応じて第7期の公募においても多床室の新設整備が行えるよう、平成31年度の早期に「柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例」等の関係条例の改正案を市議会へ上程したいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします